

第2節 検査結果の概要

令和元年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の13ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の20ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の25ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の32ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の33ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の34ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の34ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の35ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の35ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の35ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	254 件	57 億 2187 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条	4 件 28 億 1405 万円
	第34条及び第36条	^{注(2)} 6 件 < 6 件分 > 40 億 1376 万円 (12 億 1237 万円)
	第36条	^{注(2)} 17 件 < 15 件分 > 507 億 7278 万円 4933 万円 131 億 7689 万円 3437 億 2957 万円 2 億 9144 万円 103 億 5202 万円 23 億 8310 万円 11 億 7676 万円
	小計	27 件 < 25 件分 > 576 億 0059 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 44 件	<41 件分> 369 億 0937 万円 11 億 8542 万円 18 億 0913 万円 945 億 1337 万円 50 億 3682 万円 11 億 1514 万円 1 億 0316 万円 6 億 3784 万円 4 億 2703 万円 203 億 1399 万円
事 項 計	325 件	<320 件分> ^{注(3)} 1002 億 3058 万円
国会及び内閣に対する報告	4 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	4 件	—
総 計	335 件	<320 件分> ^{注(3)} 1002 億 3058 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 12 件ある。

注(3) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
国会 (衆議院)			③⑥ 1	9億4448万円			1	9億4448万円
内閣 (内閣官房)			注(3) ③④・③⑥ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
内閣府 (内閣府本府)	11	1億7540万円	注(4) ③④・③⑥ 1 注(9) ③⑥ 2	注(4) 40億2675万円 (4933万円)			注(4) 注(9) 14	注(4) 42億0215万円 (4933万円)
内閣府 (宮内庁)					1	5846万円	1	5846万円
内閣府 (金融庁)					1	2025万円	1	2025万円
総務省	8	6億7855万円	注(3)、注(4) ③④・③⑥ 2 ③⑥ 2	注(3)、注(4) 34億5274万円 13億1946万円	1	2億2950万円	注(3) 注(4) 13	注(3)、注(4) 56億8025万円
法務省					1	23億5845万円	1	23億5845万円
外務省			注(5)、注(9) ③⑥ 2	注(5) 80億1511万円 (131億7689万円)	1	2994万円	注(5) 注(9) 3	注(5) 80億4505万円 (131億7689万円)
財務省	1	2億1279万円			4	152億3617万円 (11億8542万円)	5	注(8) 154億4771万円 (11億8542万円)
文部科学省	36	6億6474万円	③④・③⑥ 1	2億4305万円	2	40億3472万円	39	49億4251万円
厚生労働省	81	18億4369万円	③④ 1 注(9) ③④・③⑥ 3 注(9) ③⑥ 2	3994万円 3億1797万円 (12億1237万円) 3658万円 (3437億2957万円) (2億9144万円)	4	3億0322万円	注(9) 91	25億4140万円 (12億1237万円) (3437億2957万円) (2億9144万円)
農林水産省	39	4億7181万円	③④ 1 注(9) ③⑥ 3	2677万円 135億7299万円 (103億5202万円) (23億8310万円)	2	3659万円 (18億0913万円)	注(9) 45	141億0816万円 (103億5202万円) (23億8310万円) (18億0913万円)
経済産業省	15	8694万円	注(6) ③⑥ 1	注(6) 202億6103万円			注(6) 16	注(6) 203億4797万円
国土交通省	23	注(7) 3億3781万円	③④ 1 注(9) ③⑥ 1	26億8060万円 8億1655万円 (11億7676万円)	5	6億1076万円 (945億1337万円)	注(9) 30	注(7) 44億4572万円 (11億7676万円) (945億1337万円)
環境省	19	3億0393万円	③⑥ 1	1億3589万円	3	8億7639万円	23	13億1621万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
防衛省	1	2174万円			注(9) 8	95億1117万円 (50億3682万円)	注(9) 9	95億3291万円 (50億3682万円)
日本私立学校振興・共済事業団	12	2億7840万円					12	2億7840万円
日本銀行					1	970万円	1	970万円
日本中央競馬会			③⑥	1		15億4484万円	1	15億4484万円
東京地下鉄株式会社	1	1710万円					1	1710万円
東日本高速道路株式会社					注(9) 1	1億4889万円 (11億1514万円)	注(9) 1	1億4889万円 (11億1514万円)
中日本高速道路株式会社					注(9) 1	2678万円 (1億0316万円)	注(9) 1	2678万円 (1億0316万円)
西日本高速道路株式会社					注(9) 1	5557万円 (6億3784万円)	注(9) 1	5557万円 (6億3784万円)
本州四国連絡高速道路株式会社					注(9) 1	5964万円 (4億2703万円)	注(9) 1	5964万円 (4億2703万円)
日本年金機構	1	130万円	③④	1		6674万円	2	6804万円
独立行政法人国立美術館	1	530万円					1	530万円
独立行政法人国際協力機構			注(5) ③⑥	1	注(5)		注(5) 1	注(5)
独立行政法人日本スポーツ振興センター					1	8377万円	1	8377万円
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	353万円					1	353万円
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構					1	1億1966万円	1	1億1966万円
独立行政法人国立病院機構	1	3582万円					1	3582万円
独立行政法人中小企業基盤整備機構			注(6) ③⑥	1	注(6)		注(6) 1	注(6)
独立行政法人都市再生機構					1	19億5021万円	1	19億5021万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
独立行政法人 日本高速道路 保有・債務 返済機構			③⑥ 1	9910万円			1	9910万円
国立研究 開発法人 日本原子力 研究開発機構					1	10億9675万円	1	10億9675万円
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	1	2667万円					1	2667万円
国立大学法人 山梨大学	1	4億5554万円					1	4億5554万円
阪神国際港湾 株式会社	1	2億0065万円 ^{注(7)}					1	2億0065万円 ^{注(7)}
日本郵便 株式会社					1	5083万円	1	5083万円
東京電力ホール ディングス 株式会社					注(9) 1	195万円 (203億1399万円)	注(9) 1	195万円 (203億1399万円)
合計	254	57億2187万円 ^{注(7)}	注(3)、注(4) 注(5)、注(6) 27	576億0059万円	44	369億0937万円	注(3) 注(4) 注(5) 注(6) 325	1002億3058万円 ^{注(7)、注(8)}

注(1) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(3) 内閣(内閣官房)の1件及び総務省のうち1件は、内閣(内閣官房)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 内閣府(内閣府本府)の1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 経済産業省の1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 国土交通省のうち1件及び阪神国際港湾株式会社の1件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(租税の徴収過不足に関するもの(144 ページ及び 152 ページ参照))があり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計 12 件ある。

以上の各事項計 325 件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 254 件 57 億 2187 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 4 件 11 億 4872 万余円

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	不正行為	計
財 務 省	1 ^件	件	件	1 ^件
厚 生 労 働 省		2		2
日 本 年 金 機 構			1	1
計	1	2	1	4

(ア) 租 税 1 件 2 億 1279 万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 2 億 1279 万余円)

(144 ページ記載)

(イ) 保 険 料 2 件 9 億 3461 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 2 億 3557 万余円) (199 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1 件 6 億 9904 万余円) (202 ページ記載)

(ウ) 不正行為 1 件 130 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○日本年金機構

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 130 万余円)

(606 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 248 件 40 億 9093 万余円^(注)

(注) 国土交通省のうち 1 件及び阪神国際港湾株式会社の 1 件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件 ・ 役 務	役 務	保 給 険 付	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)				1			10		11
総務省			1				7		8
文部科学省							36		36
厚生労働省					6	2	68	3	79
農林水産省		2					37		39
経済産業省							15		15
国土交通省							23		23
環境省		1					18		19
防衛省		1							1
日本私立学校振興・共済事業団							12		12
東京地下鉄株式会社		1							1
独立行政法人国立美術館		1							1
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構				1					1
独立行政法人国立病院機構	1								1
阪神国際港湾株式会社								1	1
計	1	6	1	2	6	2	226	4	248

(ア) 予算経理

1 件 3582 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人国立病院機構

- ・設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの(1 件 3582 万余円)

(628 ページ記載)

(イ) 工 事

6 件 1 億 3841 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭の設計が適切でなかったため、^{かんきよ}函渠の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1 件 1102 万余円)

(329 ページ記載)

○環境省

- ・国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 3607 万余円) (490 ページ記載)

○防衛省

- ・侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的を達していないなどしていたもの(1件 2174 万余円) (518 ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○東京地下鉄株式会社

- ・車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 1710 万円) (597 ページ記載)

○独立行政法人国立美術館

- ・建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 530 万円) (613 ページ記載)

<施工が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 4716 万余円) (331 ページ記載)

(ウ) 物件・役務

1件 3610 万余円

<調達数量が過大となっていたもの>

○総務省

- ・国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの(1件 3610 万余円) (88 ページ記載)

(エ) 役務

2件 5090 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 4737 万余円) (54 ページ記載)

<計画が適切でなかったもの>

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・職員宿舍修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舍の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施していたもの(1件 353 万余円) (621 ページ記載)

(オ) 保険給付 6件 1億6192万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 331万余円)
(205 ページ記載)
- ・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの(1件 281万余円)
(207 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1465万円)
(209 ページ記載)
- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 5425万余円)
(213 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 1505万余円)
(215 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 7182万余円)
(218 ページ記載)

(カ) 医療費 2件 1億8877万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1億6151万余円)
(221 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件
2725万余円)
(227 ページ記載)

(キ) 補助^(注)金 226件 33億1501万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(4件 7139万余円) (57 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(4件 3963万余円)
(60 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 1570万余円) (63 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 129万余円) (64 ページ記載)

○総務省

- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの(5件 6億0576万余円)
(92 ページ記載)
- ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの(2件 3667万余円)
(95 ページ記載)

○文部科学省

- ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの(2件 6239
万余円)
(169 ページ記載)

- ・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの(1件 355 万余円)
(170 ページ記載)
- ・災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)が過大に交付されていたもの(1件 896 万余円)
(171 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 3314 万余円)
(172 ページ記載)
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)が過大に交付されていたもの(1件 7991 万余円)
(173 ページ記載)
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの(3件 1498 万余円)
(174 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(2件 794 万余円)
(176 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及び ICT 活用推進事業)が過大に交付されていたもの(5件 4493 万余円)
(177 ページ記載)
- ・私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの(5件 1 億 9328 万余円)
(180 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(3件 2083 万余円)
(182 ページ記載)
- ・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの(1件 109 万余円)
(184 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(11件 1 億 9369 万余円)
(185 ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの(1件 154 万円)
(231 ページ記載)
- ・医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されていたもの(1件 1568 万余円)
(232 ページ記載)
- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 225 万円)
(233 ページ記載)
- ・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的を達していなかったもの(1件 298 万余円)
(234 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(11件 4318 万余円)
(235 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(24件 2 億 2426 万余円)
(237 ページ記載)
- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 520 万円) (242 ページ記載)

- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(8件 1292 万余円)
(244 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(5件 4599 万余円)
(246 ページ記載)
- ・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの(2件 484 万余円)
(247 ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 2248 万余円)
(248 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(8件 1 億 0208 万余円)
(248 ページ記載)
- ・高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、補助対象経費を過大に精算するなどしていたもの(2件 897 万余円)
(251 ページ記載)
- ・被災者支援総合交付金により実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの(1件 273 万余円)
(253 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの(7件 3081 万余円)
(336 ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったなどのもの(6件 1 億 5308 万余円) (339 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(6件 3179 万余円)
(342 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(5件 1354 万余円) (346 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 7159 万余円) (350 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 1378 万余円) (355 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 3408 万余円) (358 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(1件 2756 万余円)
(360 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 2650 万余円) (360 ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 688 万余円) (362 ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(1件 397 万余円) (362 ページ記載)

○経済産業省

- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 3137 万余円) (405 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(4件 2216 万余円) (410 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(2件 1241 万余円) (413 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(1件 763 万余円)
(415 ページ記載)
- ・補助の目的外に使用していたもの(1件 455 万余円) (416 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 440 万円)
(417 ページ記載)
- ・補助金の交付の必要がなかったもの(1件 338 万余円) (418 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 101 万余円) (419 ページ記載)

○国土交通省

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(13件 2億4707万余円) (432ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(5件 7146万余円) (438ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっていたもの(2件 1098万余円) (446ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 381万余円) (448ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 241万余円) (450ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(1件 205万余円) (450ページ記載)

○環境省

- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(10件 1億5661万余円) (493ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(7件 8897万円) (498ページ記載)
- ・補助金が過大に交付されていたなどのもの(1件 2227万余円) (501ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(12件 2億7840万余円) (582ページ記載)

(ク) その他 4件 2億6389万余円

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5036万余円) (253ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 442万余円) (259ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 844万余円) (262ページ記載)

<業務委託料の支払が過大となっていたもの>

○阪神国際港湾株式会社

- ・コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大となっていたもの(1件 2億0065万円) (651ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの 計 2件 4億8221万余円

団体名	予算経理	不正行為	計
	件	件	件
独立行政法人地域医療機能推進機構		1	1
国立大学法人山梨大学	1		1
計	1	1	2

(ア) 予算経理	1件 4億5554万余円
<会計経理が適正を欠いていたもの>	
○国立大学法人山梨大学	
・固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの(1件 4億5554万余円)	(648 ページ記載)
(イ) 不正行為	1件 2667万余円
<物品が領得されたもの>	
○独立行政法人地域医療機能推進機構	
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 2667万余円)	(647 ページ記載)
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	計 27件
ア 会計検査院法第34条の規定によるもの	4件
(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	2件
○厚生労働省	
・障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 3994万円)
	(265 ページ記載)
○農林水産省	
・多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 2677万円)
	(363 ページ記載)
(イ) 是正改善の処置を求めたもの	2件
○国土交通省	
・国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 26億8060万円)
	(452 ページ記載)

○日本年金機構

- ・届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっても1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 6674万円)

(606 ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 6件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 1件

○内閣(内閣官房)、総務省

- ・本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 18億8709万円)

(554 ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 4件

○厚生労働省

- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後の運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3946万円 背景金額 12億1237万円)

(271 ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)、総務省

- ・中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 15億6565万円)

(562 ページ記載)

○文部科学省、厚生労働省

- ・認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定するために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの
- | | | | |
|----|------|-------|----------|
| 2件 | 指摘金額 | 文部科学省 | 2億4305万円 |
| | | 厚生労働省 | 2億4141万円 |

(571 ページ記載)

(ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件

○厚生労働省

- ・都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3710万円)

(278 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 17件

(ア) 意見を表示したもの 4件

○国会(衆議院)

- ・使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの(1件 指摘金額 9億4448万円)

(51 ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億1389万円 背景金額 131億7689万円)

(121、616 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 3437億2957万円)

(287 ページ記載)

○経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 202億6103万円)

(420、631ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

1件

○外務省

- ・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 78億0122万円)

(129ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

12件

○内閣府(内閣府本府)

- ・緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億6597万円 背景金額 4933万円)

(65ページ記載)

- ・企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 38億6078万円)

(72ページ記載)

○総務省

- ・地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等につい

て、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 8億0741万円)

(98ページ記載)

- ・情報通信技術利活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5億1205万円)

(106ページ記載)

○厚生労働省

- ・二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3658万円 背景金額 2億9144万円)

(297ページ記載)

○農林水産省

- ・ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 103億5202万円)

(368ページ記載)

- ・ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 47億0352万円 背景金額 23億8310万円)

(376ページ記載)

- ・国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 88億6947万円)

(383ページ記載)

○国土交通省

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 8億1655万円 背景金額 11億7676万円)

(461ページ記載)

○環境省

- ・浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億3589万円)

(502ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 15億4484万円)

(591ページ記載)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占用希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 9910万円)

(637ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 44件

○内閣府(宮内庁)

- ・外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5846万円)

(81ページ記載)

○内閣府(金融庁)

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2025万円)

(84ページ記載)

○総務省

- ・修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億2950万円)

(113 ページ記載)

○法務省

- ・職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 23億5845万円)

(117 ページ記載)

○外務省

- ・日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2994万円)

(136 ページ記載)

○財務省

- ・自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億7908万円)

(152 ページ記載)

- ・消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの

(1件 背景金額 11億8542万円)

(157 ページ記載)

- ・コンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 146億4509万円)

(162 ページ記載)

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 1200万円)

(165 ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 35億4060万円)

(189 ページ記載)

- ・国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億9412万円)

(193 ページ記載)

○厚生労働省

- ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億2824万円)

(303 ページ記載)

- ・介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7699万円)

(306 ページ記載)

- ・受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8950万円)

(311 ページ記載)

- ・認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職としないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 849万円)

(316 ページ記載)

○農林水産省

- ・農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの (1 件 指摘金額 3659 万円)

(389 ページ記載)

- ・水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの

(1 件 背景金額 18 億 0913 万円)

(392 ページ記載)

○国土交通省

- ・地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 5416 万円)

(470 ページ記載)

- ・巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの (1 件 指摘金額 3 億 9556 万円)

(475 ページ記載)

- ・河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの (1 件 背景金額 945 億 1337 万円)

(478 ページ記載)

- ・河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (1 件 指摘金額 1 億 2024 万円)

(482 ページ記載)

- ・河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの (1 件 指摘金額 4080 万円)

(485 ページ記載)

○環 境 省

- ・ オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2060万円)
(507 ページ記載)
- ・ 廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億0049万円)
(509 ページ記載)
- ・ 除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 6億5530万円)
(511 ページ記載)

○防 衛 省

- ・ 有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 4826万円)
(520 ページ記載)
- ・ 情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3221万円)
(523 ページ記載)
- ・ 広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備することなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億0745万円 背景金額 50億3682万円)
(527 ページ記載)
- ・ 海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 625万円)
(533 ページ記載)
- ・ 飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2810万円)
(536 ページ記載)

- ・島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億2250万円）
(539 ページ記載)
- ・輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 90億2837万円)
(543 ページ記載)
- ・対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3803万円)
(548 ページ記載)

○日本銀行

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 970万円)
(588 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

4件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	1億4889万円
		中日本高速道路株式会社	2678万円
		西日本高速道路株式会社	5557万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	5964万円
背景金額		東日本高速道路株式会社	11億1514万円
		中日本高速道路株式会社	1億0316万円
		西日本高速道路株式会社	6億3784万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	4億2703万円

(599 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8377万円)

(617 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億1966万円)

(624 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 19億5021万円)

(632 ページ記載)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ・試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 10億9675万円)

(643 ページ記載)

○日本郵便株式会社

- ・窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5083万円)

(654 ページ記載)

○東京電力ホールディングス株式会社

- ・福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 195万円 背景金額 203億1399万円)

(657 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成29年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、32件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが28件、処置が完了していないものが4件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	平成28年度	1	1	
内閣府(金融庁)	27年度	1	1	
外務省	29年度	注(2) 2	注(2) 2	
文部科学省	29年度	1	1	
厚生労働省	28年度	1	1	
	29年度	注(3)、注(4) 7	注(3)、注(4) 6	1
農林水産省	29年度	6	5	1
経済産業省	29年度	1	1	
国土交通省	29年度	1		1
環境省	29年度	2	2	
防衛省	23年度	1		1
	29年度	1	1	
日本中央競馬会	29年度	1	1	
東日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
日本年金機構	29年度	注(3) 2	注(3) 2	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	29年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	29年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人福祉医療機構	29年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人都市再生機構	25年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
計	23年度	1		1
	25年度	1	1	
	27年度	1	1	
	28年度	2	2	
	29年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 27	注(2)、注(3) 注(4) 24	3
合計	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 32	注(2)、注(3) 注(4) 28	4	

注(1) 平成29年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は28件あったが、このうち1件については、平成30年次の検査実施期間(29年10月から30年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、平成29年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成29年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成29年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び日本年金機構のうち1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成29年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び独立行政法人福祉医療機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない4件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る令和元年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが37省庁等における367件92億9769万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが37省庁等における360件91億6629万余円ある。

(660 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成29年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項66件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件を除いた59件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが46件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが13件となっていた。

(666 ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成30年11月から令和元年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり4件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

第4章第1節における項番	報告事項名	報告年月日
第1	租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について (669ページ記載)	平成 30年11月30日
第2	国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について (682ページ記載)	30年12月21日
第3	年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について (698ページ記載)	31年4月24日
第4	独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について (717ページ記載)	令和 元年7月26日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、平成30年11月から令和元年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり2件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について (736ページ記載)	平成 29年6月6日	30年12月21日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について (755ページ記載)	30年6月19日	令和 元年10月18日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、元年10月までに報告を行っていない事項は6件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和元年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について	平成30年6月19日
参議院決算委員会	外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について	令和元年6月11日
参議院決算委員会	高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について	元年6月11日
参議院決算委員会	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について	元年6月11日
参議院決算委員会	公的統計の整備に関する業務の実施状況等について	元年6月11日
参議院決算委員会	政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について	元年6月11日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として4件掲記した。

- ア 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について (774 ページ記載)
- イ 租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について (815 ページ記載)
- ウ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について (825 ページ記載)
- エ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (837 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①国民生活の安全性の確保に関するもの、②社会保障に関するもの、③制度・事業の効果等に関するもの、④制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するもの、⑧情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。

(867 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、平成30年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成29年度特別会計財務書類について、正確性、合规性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(873 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 国有財産及び物品の帳簿への記録について

- ・修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部局に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの

(113 ページ記載)

- ・輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの

(543 ページ記載)

② 財務諸表の表示について

- ・国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

(193 ページ記載)

- ・固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

(648 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

(81 ページ記載)

- ・コンテナ貨物大型 X 線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

(162 ページ記載)

- ・都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの (278 ページ記載)
 - ・設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの (628 ページ記載)
- ② 租税及び保険料の徴収について
- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (144 ページ記載)
 - ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (199 ページ記載)
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (202 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金及び助成金並びに年金の支給について
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの (209 ページ記載)
 - ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (213 ページ記載)
 - ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (215 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (218 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (221 ページ記載)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (227 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
- ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの (95 ページ記載)
 - ・復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムが設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (331 ページ記載)
 - ・落石防護柵の設計が適切でなかったもの (438 ページ記載)
 - ・国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (490 ページ記載)
 - ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの (493 ページ記載)
- ⑥ 委託費の支払について
- ・遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (54 ページ記載)

- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの (92 ページ記載)
 - ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの (185 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (237 ページ記載)
 - ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業等により整備した生産技術高度化施設において、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われていたもの (339 ページ記載)
 - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの (582 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの (152 ページ記載)
 - ・国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (452 ページ記載)
 - ・国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの (189 ページ記載)
 - ・障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (265 ページ記載)
 - ・二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を求めたもの (297 ページ記載)
 - ・多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (363 ページ記載)

- ・中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの

(562 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事等における費用の積算について

- ・通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの (432 ページ記載)
- ・河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの (485 ページ記載)
- ・除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

(511 ページ記載)

- ・飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの (536 ページ記載)
- ・島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの (539 ページ記載)

(539 ページ記載)

- ・新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの (624 ページ記載)

(624 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたものなど (84、165、588 ページ記載)
- ・国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの (88 ページ記載)

(88 ページ記載)

- ・巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの (475 ページ記載)
 - ・河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (482 ページ記載)
 - ・オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの (507 ページ記載)
 - ・広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの (527 ページ記載)
 - ・届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっているも1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (606 ページ記載)
 - ・試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの (643 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
- ・浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの (502 ページ記載)
 - ・廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの (509 ページ記載)
 - ・海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの (533 ページ記載)
 - ・認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定するために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの (571 ページ記載)

- ・窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの (654 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの (129 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの (72 ページ記載)
- ・地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (98 ページ記載)
- ・情報通信技術利活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの (106 ページ記載)

- ・ 政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの
(121、616 ページ記載)
- ・ 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの
(271 ページ記載)
- ・ ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの
(368 ページ記載)
- ・ ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの
(376 ページ記載)
- ・ 農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの
(389 ページ記載)
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの
(461 ページ記載)
- ・ 地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの
(470 ページ記載)

- ・本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの (554 ページ記載)
 - ・高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの (599 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの (157 ページ記載)
 - ・緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (65 ページ記載)
 - ・国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの (287 ページ記載)
 - ・受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの (311 ページ記載)
 - ・認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの (316 ページ記載)
 - ・水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの (392 ページ記載)

- ・福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの (657 ページ記載)
 - ・職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの (117 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用等について
- ・高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占有させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占有希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの (637 ページ記載)
 - ・河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの (478 ページ記載)
 - ・使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの (51 ページ記載)
 - ・対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの (548 ページ記載)
 - ・直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したもの (591 ページ記載)
- ④ 資金の有効活用について
- ・有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの (520 ページ記載)
 - ・団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの (632 ページ記載)
 - ・国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (383 ページ記載)

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(420、631 ページ記載)